



あいざわ たくみ
相沢 拓実くん
平成26年10月17日生まれ
(母 志津子さん)



いのうえ になと
井上 仁心くん
平成26年10月10日生まれ
(母 志保里さん)



やまぐち じゅんな
山口 純奈ちゃん
平成26年9月28日生まれ
(母 桃佳さん)

住民だより
(出生・死亡)

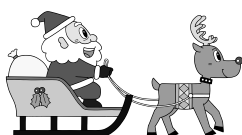
10月1日～31日受付



大録 とり
95歳
大貫

亡くなった方
年齢
地区名

■おくやみ申し上げます



相沢 拓実 和伸
藤の台

井上 仁心 良二
藤の台

山口 純奈 雄也
四季の丘

子の名前
保護者
地区名

■おめでとうございます

平成26年12月1日から

「児童扶養手当法」の一部が改正されます。

これまで、公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- ・お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など

《参考：児童扶養手当の月額》（平成26年4月～）

- ・子ども1人の場合
全部支給：41,020円
一部支給：41,010円～9,680円（所得に応じて決定されます）
- ・子ども2人以上の加算額
2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

支給開始日

★手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

★平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

【申請及びお問い合わせ先】

保健福祉課 福祉係 ☎72-1603